

北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】(案)

参考資料3

(○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)

(△は検討を継続するもの)

(第6次提案 平成26年7月10日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
△ 1	第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	国土交通省	北海道の具体的なニーズを見極めつつ、現行制度の最大限活用を含め継続検討
○ 2	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲	国土交通省	対応困難であるが、認定に関する申請者の負担軽減措置を講じることにより、提案の趣旨に対応
△ 3	栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲	文部科学省 厚生労働省	栄養士に係る養成施設については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討 管理栄養士に係る養成施設については、対応困難

北海道からの道州制特区提案に係る対応について(案)

(第6次提案 平成26年7月10日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1	<p style="text-align: center;">第3種旅行者の募集型企画旅行 実施区域を定める権限の移譲 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) 第3種旅行者の募集型企画旅行の実施区域を定める権限を国から道に移譲し、実施区域を観光圏など本道観光の特性等に応じて設定できるようにする。</p>	国土交通省	北海道の具体的なニーズを見極めつつ、現行制度の最大限活用を含め継続検討	<p>・募集型企画旅行実施区域(拠点区域)の拡大に当たっては、以下のとおり、全国の消費者や他地域の旅行者への影響を考慮する必要があるため、政府において判断すべき事項と考える。</p> <p>① 営業保証金額を維持したままの業務範囲の拡大は、消費者保護を後退させるため、全国の消費者への影響を考慮する必要がある。</p> <p>② より高い資産要件を満たして第2種旅行業の登録を受けている事業者や、他地域の第3種旅行者との公平性を考慮する必要がある。</p> <p>・現行制度でも、拠点区域の拡大について具体的なニーズがあり、かつ、当該ニーズに対応する意欲のある旅行者が存在しない等、拡大が相当と認められる場合であれば、告示改正により、拠点区域の拡大を実現することは可能。</p> <p>・また、拠点区域については、「規制改革実施計画」(H27.6閣議決定)において、「各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る(H28年度結論・措置)」とされており、その範囲の在り方について、引き続き検討を進める。</p>

北海道からの道州制特区提案に係る対応について(案)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
2	<p>建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) 壁の防耐火構造など建築基準法に基づく構造方法等の認定を国だけではなく道も行えるようにし、道内で性能評価から申請・認定まで完結できるようにする。</p>	国土交通省	対応困難であるが、認定に関する申請者の負担軽減措置を講じることにより、提案の趣旨に対応	<p>・建築基準法は国民の生命、財産等の保護を図る観点から建築物に関する最低限の基準を定めたものであり、認定を受けた防耐火構造等は全国で使用可能となることから、全国的な影響を配慮する必要がある。</p> <p>・ただし、構造方法等の認定に関する申請者の負担を軽減するため、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付を一定の範囲で可能とすることとし、その旨を、文書により全国に周知する。</p>
3	<p>栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) 栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限を国から道へ移譲し、他の養成施設の指定・監督等の事務・権限と併せて、より道民に身近な道に一元化する。</p>	文部科学省 厚生労働省	<p>栄養士に係る養成施設については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討</p> <p>管理栄養士に係る養成施設については、対応困難</p>	<p>・「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、「栄養士に係る養成施設の指定及び監督の都道府県への移譲については、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める」こととされている。他方、道内の栄養士養成施設から、栄養士の資質の維持に不安があり、また、申請に当たっての利便性を確保するため、現行制度の堅持を求める要望がなされている。したがって、栄養士に係る養成施設の指定及び監督権限の移譲については、引き続き検討を進める。</p> <p>・管理栄養士に係る養成施設の指定及び監督権限の移譲については大学の設置認可等と管理栄養士養成施設の指定等を国が一体的に行うことにより、申請者の利便性が図られている。管理栄養士養成施設指定・監督権限を道へ移譲した場合、申請者は大学設置認可の手続を国に、管理栄養士養成施設の手続は道にそれぞれ行う必要がある。申請者の利便性の向上が図られないことから、移譲することは困難。他方、道内の管理栄養士養成施設から、管理栄養士の資質の維持に不安があり、また、申請に当たっての利便性を確保するため、現行制度の堅持を求める要望がなされている。</p>